

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：小矢部市棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

南谷地区（安楽寺棚田、道坪野棚田、峯坪野棚田、谷坪野棚田、論田棚田、峠棚田、荒間棚田、千石棚田）、埴生地区（埴生棚田、石坂棚田）、子撫地区（田川棚田、法楽寺棚田、横谷棚田）、宮島地区（宮中集落棚田、矢波集落棚田、屋波牧集落棚田、嶺集落棚田、岩崎集落棚田、糠子島集落棚田、了輪集落棚田、高屋敷集落棚田、三ヶ村集落棚田）、北蟹谷地区（松尾棚田、八講田棚田、五郎丸棚田、臼谷棚田、末友棚田）

範囲については、別添1のとおり。

2 小矢部市棚田振興協議会設置の背景（現状と課題）

本市の農業は、農業経営の効率化が求められる中、人口の減少や高齢化の進行による後継者不足など、農村環境維持の厳しさが増している。特に指定棚田地域では農業において条件不利な地域であるため、後継者等担い手不足が平野部よりも多く発生し、耕作放棄地の増加が深刻な問題となっている。令和2年4月に指定棚田地域に認定された5地区（南谷地区、埴生地区、子撫地区、宮島地区、北蟹谷地区）は、鳥獣被害や人口の減少、高齢化の進行が市内において特に著しい地域となっており、守るべき農地の明確化を図り、耕作放棄地の発生防止、中心となる担い手の確保が喫緊の課題となっている。

表1 地区別の人口と農家数

地区名	地区別人口（人）		地区別農家数（戸）	
	平成21年	平成30年	平成22年	令和2年
南谷地区	803	660	131	75
埴生地区	2,242	2,193	109	72
子撫地区	622	500	73	48
宮島地区	506	369	66	38
北蟹谷地区	1,021	897	83	38

資料：2010 世界農林業センサス、2020 農林業センサス

平成21年度小矢部市統計書、平成30年度小矢部市統計書

3 小矢部市棚田振興協議会設置の目的

この協議会は小矢部市内において、棚田地域の有する多面にわたる機能（農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成等）が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住及び地域外との交流を促進することを目的とする。

4 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の発生防止・維持

-令和6年度まで棚田全体（南谷村 109.4ha、埴生村 7.1ha、子撫村 8.4ha、宮島村 44.3ha、北蟹谷村 55.9ha）で耕作放棄地を増やさないう現状維持する。

- ・担い手の確保

-指定棚田地域全体で令和6年度まで中心となる担い手の数（南谷村6経営体、埴生村3経営体、子撫村2経営体、宮島村2経営体、北蟹谷村8経営体）を現状維持し、中心となる担い手のうち1経営体を法人化する。

- ・生産性・付加価値の向上

-付加価値の向上につながるよう、各種勉強会や講習会の開催及び先進地視察、講師派遣を令和6年度までに棚田地域全体で新たに2回以上開催し、特産品を1つ以上開発する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

-棚田地域全体における鳥獣被害額を令和元年度の 2,335 千円から令和6年度までに 2,000 千円以下に減少させる。

- ・良好な景観の作成

-道坪野棚田をはじめとした集落ぐるみで景観作物（シバザクラ等）を令和元年度の 200 m²から指定棚田地域全体で令和6年度までに 300 m²を増やす。

- ・伝統文化の継承

-各棚田地域で毎年開催している地域の象徴である神社、宮で収穫の祈念や地域で収穫した農産物を奉納し、地域の交流を維持する祭事を開催し、次世代に引き継ぐよう継続して年1回以上開催する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を地域資源とした地域振興

-南谷地区（安楽寺棚田、道坪野棚田、峯坪野棚田、谷坪野棚田、論田棚田、峠棚田、荒間棚田、千石棚田）での特産品（山ウド、スクナカボチャ等）の販売金額を平成 29 年度の 808 千円から令和 6 年度までに 1,000 千円に増加させる。

-北蟹谷地区（松尾棚田、八講田棚田、五郎丸棚田、臼谷棚田、末友棚田）で、既存の直売施設（村の駅きたかんだの郷）の来場者を平成 29 年度の 11,000 名から令和 6 年度までに 12,000 名に増加させる。

5 計画期間

認定の月～令和 7 年 3 月

6 指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

以下の指定棚田地域振興活動については、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①棚田等の保全

・耕作放棄の発生防止・維持

-棚田地域全体で中山間地域等直接支払制度、多面的機能直接支払制度を活用し、法面の草刈り、用排水路の江ざらい、農道の維持管理を行い、耕作放棄地発生の防止を図る。

・担い手の確保

-地域の農業を守るべく、各棚田で市、農業委員会、農業協同組合、集落内外の担い手による連携体制を構築し、中心となる担い手の確保及び法人化による経営基盤の強化や円滑な農地の集積を図る。

・生産性・付加価値の向上

-棚田地域全体において、付加価値の向上につながるよう、各種勉強会や講習会の開催及び先進地視察、講師派遣を開催し、特産品の開発を推進する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

-指定棚田地域の美しい棚田を保全するため電気柵及び恒久柵の設置並びに電気柵の適正な設置方法に関する講習会等を開催し、棚田地域全体における鳥獣被害対策を推進する。

- ・良好な景観の作成
 - 棚田地域において定期的な法面の草刈による維持を行い、美しい棚田の景観を維持していく。また、道坪野棚田をはじめとした集落ぐるみで景観作物（シバザクラ等）を植栽する。

- ・伝統文化の継承
 - 各棚田地域において開催している地域の象徴である神社、宮で収穫の祈念や地域で収穫した農産物を奉納し、地域の交流を維持する祭事を継続して開催するため声掛けをして、参加者を募り継承を図る。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を地域資源とした地域振興
 - 南谷地区（安楽寺棚田、道坪野棚田、峯坪野棚田、谷坪野棚田、論田棚田、峠棚田、荒間棚田、千石棚田）にある既存の直売施設（山の店）で産出される特産品（山ウド、スクナカボチャ等）を販売し、販売金額の向上を推進する。
 - 北蟹谷地区（松尾棚田、八講田棚田、五郎丸棚田、白谷棚田、末友棚田）では、棚田で生産されるもち米や特産品（里芋、ヤーコン等）を加工し、既存の直売施設（村の駅きたかんだの郷）で販売し、年1回以上の収穫市等イベントの開催、SNSを用いてのイベントの周知拡大、特産品の周知拡大をすることにより、来場者の増加を図る。

（2）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記7の指定棚田地域振興協議会の参加者とする。

- 7 指定棚田地域振興協議会を構成する者の名称又は氏名
 - 指定棚田地域振興協議会は、小矢部市、富山県（高岡農林振興センター）、いなば農業協同組合、各棚田地域代表者で構成される。
 - 参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

- 8 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項